

大阪府人権教育推進計画がつけられました 【2005（平成17）年3月】

「人権教育のための国連10年」は2004（平成16）年末で終了を迎えましたが、今なお人権問題は身近な問題として存在しています。国連は、今後も世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に「人権教育のための世界プログラム」を2005（平成17）年1月から開始することを採択しました。

大阪府では、「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」の成果と課題を継承し、2005（平成17）年3月に「大阪府人権教育推進計画」を策定しました。

基本理念

「豊かな人権文化を育む21世紀のまちづくり」

社会の仕組みに多様性を認めあい共に生きる視点が組み込まれ、一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして主体的に社会に参画し、身近な地域で自分らしい生き方を決定、選択できる「人権のまちづくり」を推進することにより、人権が重視され、豊かな人権文化を育む都市「おおさか」の実現をめざします。

基本的な考え方

多様性を認め合う人権教育を推進

性別や障害の有無、社会的出身や国籍、人種や民族などによって、あるいは、制度や慣行などを理由として、差別的な取扱いを受けることのないよう、一人ひとりの個性と文化を尊重し、多様性を認め合う人権教育を推進。

実践的な人権教育を推進

一人ひとりが自らの人権を守るだけでなく、デマや噂、偏見等に同調・傍観せず、さらには他者の生命や人格、様々な価値観にも思いを致すなど、人権尊重の精神を当然のこととし、行動に結びつけることができる実践的な人権教育を推進。

自立とエンパワメントを支援する人権教育を推進

誰もが生まれながらに持つかけがえのない可能性を制約されることなく社会に参画し、すべての人が個性や能力を活かし自己実現を図ることができる社会の構築をめざして、一人ひとりの《自立》と《エンパワメント》を支援する人権教育を推進。

計画の位置づけ

○「大阪府人権施策推進基本方針」に基づく人権意識の高揚を図るための施策の推進計画。

○人権教育に関し、大阪府の様々な施策計画に対する上位計画としての性格を有する。

○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく人権教育・啓発施策の大阪府の基本計画としても位置づけ。

計画期間

2005（平成17）年度から2014（平成26）年度までの10年間

施策の推進方向

1. 人権が重視される社会基盤の構築

- 人権を知ること、考えること、行動することを支援する環境の構築
- 家庭、学校、地域、職域等における人権教育の取組みに対する支援
- 教育の機会均等の確保と「学び」の場の充実
- 現実に起こっている人権問題を踏まえた課題の共有・教材化
- 調査・研究機能の強化、充実に向けた取組み支援
- 多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育の推進

2. 人権教育の推進

- 人権研修の推進
- 人権教育を担う人材の養成と活用
- 人権教育教材の開発
- NPO等民間団体と連携した取組みの推進
- 人権意識の高揚につながる情報の提供

3. 計画の推進体制の整備

「人権」についての冊子を希望者に送付します

自分らしさを発揮して、いきいきと輝いて生きる。そのために大切なもの。それが「人権」です。

そんな「人権」のことを考えるための冊子「自分らしく輝いて生きる」（ゆまにてvol.19）を希望者に郵送します。



冊子の内容

「自分らしく輝いて生きる」ために大切なこと（例えば、多様性、自尊感情、自己表現…など）や、いろいろな人権問題のこと（例えば、同和問題、女性の人権、障害者の人権、高齢者の人権…など）を、わかりやすく解説しています。A4サイズ、26ページ。

申込方法

希望冊数分の切手を同封し、郵便番号、住所、氏名を記入して申し込んでください。（1冊の場合200円、2冊の場合240円、3～4冊の場合390円、5冊～9冊の場合580円）

申込み

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
大阪府人権室 人権教育・啓発グループ

問合せ

TEL 06-6941-0351（内線2309） FAX 06-6944-6616